

財務大臣 安住 淳 殿

## 非行税務職員の免職等の処分を求める請願

### 1. 請願人

島根県松江市東本町5-16-9

公認会計士・税理士 山根治

### 2. 請願の趣旨及び理由

国家公務員たる税務職員が、違法な税務調査手続によって納税者を恫喝し、納税者に不正がないにもかかわらず不正があるかのように偽って、不法に税の徴収を行なった事実がある。かかる恫喝行為と詐欺行為は犯罪行為であり、国家公務員法第83条第1項3、「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するので、当該税務職員に対して免職等の懲戒処分を求める。

### 3. 犯罪行為としての非行に関与した税務職員の氏名及び肩書

#### 1. 犯罪行為としての非行のあった税務職員（犯罪行為者）

大阪国税局課税第二部資料調査第二課	主査	蓮岡 弘
同	国税実査官	的場 務
同	課長	古田 照幸
同	総括主査	吉川 達也

#### 2. 犯罪行為者を指揮・監督した税務職員

大阪国税局	局長	菅野 良三
大阪国税局課税第二部	部長	村松 洋介

#### 3. 犯罪行為の是正につき支援調整を怠った税務職員

大阪国税局総務部	納税者支援調整官	鳥居 昭宏
同	納税者支援調整官	高瀬 智之

#### 4. 犯罪行為に加担して違法な決定処分をした税務職員

東淀川税務署長	杉村 節夫
---------	-------

### 4. 税務職員による犯罪行為の概要

1. 平成23年××月××日、大阪国税局課税第二部資料調査第二課主査蓮岡弘と同国税実査官的場務(以下、蓮岡らという)は、A株式会社(以下、納税者という)に対して、法人税法第153条にもとづく税務調査(以下、税務調査という)を開始した。蓮岡らは多くの税務職員と共に、納税者の本社支店及び取引先に、予告することなく臨場して強圧的な税務調査に着手し、納税者に「通常の税務調査ではない」旨、及び、「不正の摘発が目的である」旨を通告した。更に蓮岡らは、一方的な思い込みをもとに納税者を不正行為者と決めつけて恫喝し、納税者の意に反する供述書を強要して作成させた。蓮岡らが行なった税務調査は、法で認められた任意調査の範囲を逸脱し、法人税法第156条で禁じられている犯罪捜査に該当するものであり、違法である。

2. 平成23年××月××日、蓮岡らは調査結果の一覧表(不正認定を明示した否認額一覧表)を納税者とその代理人であった請願人(以下、納税者らという)に提示し、修正申告の慫慂を行なった。納税者らが、不正認定の具体的な理由について問い質した結果、明らかに蓮岡らの誤解にもとづくものであることが判明したので、納税者らが詳細な弁明資料を作成した上で、不正認定の事実確認について改めて話し合いをすることになった。

同日、請願人は納税者に対して具体的な事実確認のために、共謀して不正行為を行なったと認定された取引先、B株式会社及びC株式会社(以下、取引先という)との面談を要請した。日程の調整をした結果、納税者と取引先の代表者が平成23年××月××日に島根県松江市の請願人の事務所に来訪することになった。

3. 平成23年××月××日、請願人は蓮岡らとの話し合いのスケジュールを打ち合わせるために、蓮岡弘に架電したところ、同人は「否認額一覧表を提示して修正申告の慫慂を行なった以上、一切の話し合いには応じられない」旨申し述べて更正処分を示唆し、請願人による話し合いの申

し出を拒絶した。

4. 平成23年××月××日、納税者と取引先の代表者の2名が請願人の事務所に、帳簿書類、証憑資料、パソコンデータ等を持参して来訪、請願人は不正とされた取引と不正の証拠とされた2通の請求書が発行された具体的な経緯について3時間にわたって事情聴取した。その結果、不正とされた取引は正当な取引であり、2通の請求書は蓮岡らが認定したように「相手方と通謀して」作成されたものでもなければ、「虚偽の証憑」でもなく、単なる請求書の再発行である事実が確認された。

ちなみに、蓮岡らが修正申告の遡進をした否認事項は全て期間損益に関連する事案、即ち、当該事業年度で否認されたとしても翌事業年度で認容される事案であり、不正認定が外れた場合には、事実上課税問題は生じない事案であることを付言する。

同日、納税者の代表者は、蓮岡らから修正申告の提出期限を平成23年××月××日とし、期限までに提出がなかった場合には更正処分をする旨の通告があったことを請願人に告げた。

請願人は、話し合いを拒絶した上に、修正申告の提出期限を指定してきた蓮岡らに対して、同日納税者及び取引先から聴取した結果をとりまとめた上で、再度話し合いに応ずるように要請する旨、納税者に説明し、納税者は「不正行為者としてのヌレ衣を着せられた上に、多額の納税を強いられることは納得できないので是非お願いする」旨申し述べ、代理人たる請願人に蓮岡らとの交渉を改めて依頼した。

5. 平成23年××月××日、請願人は、話し合いを拒絶し納税者に対して修正申告の提出期限を通告した蓮岡らと、蓮岡らの公務を直接指揮監督していた大阪国税局課税第二部資料調査第二課課長古田照幸、同課総括主査吉川達也に対して話し合いの継続を速達便によって要請し、大阪国税局課税第二部部長村松洋介に対して、蓮岡らに要請した旨を通告し、合せて大阪国税局長菅野良三に対して、請願法にもとづく請願を行なった（添付資料1～4）。

6. 平成23年××月××日、請願人は、大阪国税局総務部納税者支援調整官鳥居昭宏、同高瀬智之に対して、支援の調整を要請した（添付資料5）。

7. 平成23年××月××日、納税者の代表者から請願人に対して、「蓮岡らに送った文書の内容が知りたいので送って欲しい」旨要請する架電があったために、請願人は、蓮岡らへの要請書を

添付した大阪国税局長菅野良三宛での請願書（添付資料4）を納税者にファックスで送信した。

8. 平成23年××月××日、納税者の代表者が請願人に架電し、請願人との税務代理契約を解除する旨の通告を行なった。納税者は契約解除の背後事情について、「修正申告の懲憑に応じて修正申告をしたら刑事告発されることはないとの保証が得られた。親しくしている××の霊能者のお告げであるので間違いない。理不尽な形で多額の税金を払うのは納得いかないが、このまま修正申告の懲憑に応じないで更正され、刑事告発される可能性を残すよりも、お金を払ってケリがつくのであればそれで終りにしたい。告発されることによる社会的ダメージは図りしれず、多くの従業員と取引関係者に迷惑をかけることはできない。」旨、請願人に申し述べた。

9. 平成24年××月××日、請願人は大阪国税局長菅野良三に対して、再度請願を行なった（添付資料6）。

10. 平成24年××月××日、大阪国税局課税第二部資料調査第二課総括主査吉川達也が請願人に架電して、「請願人からなされている要請については、納税者との委任契約が解除されているのであるから、請願人は納税者とは関係がない。従って、大阪国税局としては、納税者との委任契約が存在しない請願人に対して、納税者にかかる個別の案件について回答する義務はない」旨申し述べた。

11. 上記、1. ～10. の事実は、

1. 国家公務員たる蓮岡らが、法人税法に定める任意調査を逸脱し、法で禁じられている犯罪捜査を敢行し、
2. 虚構の不正事実を納税者に申し向けた上で、納税者の意に反する虚偽の供述書を作成させ、
3. 刑事告発をしない旨を示唆して、偽りの利益誘導をし、
4. 納税者をして支払う義務のない多額の税の負担をせしめた上に、
5. 「独立した公正な立場」（税理士法第一条）を使命とする税理士たる請願人の関与の排除を納税者に示唆して、請願人の関与を外さしめ、納税者に対する恐喝・詐欺行為（犯罪行為としての非行）を強行した

ことを示している。

更に、大阪国税局長菅野良三以下の税務職員は、蓮岡らの犯罪行為を指揮・監督する立場にあり、蓮岡らの犯罪行為を知りながら黙認している者であり、大阪国税局総務部納税者支援調整官鳥居昭宏、及び高瀬智之は、納税者らを支援調整する任にあり、請願人からの支援要請を受けながら、蓮岡らの犯罪行為に対してなすべき職務の遂行を怠った者である。更に東淀川税務署長杉村節夫は、蓮岡らの犯罪行為の結果作成された修正申告書を受理し、蓮岡らの犯罪行為に加担して違法な重加算税の賦課決定処分を行なった者である。

12. 上記11.により、蓮岡ら9名の行為は、国家公務員法第83条第1項3、「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するものと思料するので、任命権者である財務大臣に対して、国家公務員の免職を含む懲戒処分を求める。

以上、請願法（昭和二十二年三月十三日法律十三号）第三条にもとづき請願する。

以上

平成24年 2月29日

請願人

島根県松江市東本町5-16-9

公認会計士・税理士 山根治

## (添付資料)

- 添付資料 1 平成 2 3 年××月××日付、大阪国税局課税第二部資料調査第二課主査蓮岡弘及び同国税実査官的場務に対する話し合い継続の要請書。
- 添付資料 2 平成 2 3 年××月××日付、大阪国税局課税第二部資料調査第二課課長 古田照幸及び同総括主査吉川達也に対する話し合い継続の要請書。
- 添付資料 3 平成 2 3 年××月××日付、大阪国税局課税第二部部長村松洋介に対する話し合い継続の要請をした旨の通告書。
- 添付資料 4 平成 2 3 年××月××日付、大阪国税局局長菅野良三に対する請願書。
- 添付資料 5 平成 2 3 年××月××日付、大阪国税局総務部納税者支援調整官鳥居昭宏及び同高瀬智之に対する支援調整要請書。
- 添付資料 6 平成 2 4 年××月××日付、大阪国税局局長菅野良三に対する請願書。